

# 官報 号外

平成十三年十一月三十日

## ○第一百五十三回 参議院会議録第十五号

平成十三年十一月三十日(金曜日)

午前十一時一分開議

### ○議事日程 第十五号

平成十三年十一月三十日

午前十時開議

第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 文化芸術振興基本法案(衆議院提出)

第三 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めめるの件(衆議院送付)

第七 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉子君外二名発議)

第八 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第九まで

一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長倉田寛之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(倉田寛之君登壇、拍手)

○倉田寛之君 たいだいま議題となりました法律案につきましても、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等

の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、指定都市の議会の議員または長の選挙の投票については、一部の行政区を除いて、電磁的記録式投票機によることができること、電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とすること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案におけるセキュリティ対策と投票の秘密の確保、国による助言と援助の具体的内容、電磁的記録式投票機の導入とその費用対効果等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

賛成 二百三十六  
反対 ○

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第二 文化芸術振興基本法案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長橋本聖子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(橋本聖子君登壇、拍手)

○橋本聖子君 たいだいま議題となりました法律案につきましても、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図らうとするものであります。

委員会におきましては、今後の文化芸術活動の振興策について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案 文化芸術振興基本法案

賛成 二百三十六

反対 ○ よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔高野博師君登壇、拍手〕

○議長(井上裕君) 日程第三 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長高野博師君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高野博師君登壇、拍手〕

○高野博師君 たいだいま議題となりました裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を一歳未満から三歳未満に引き上げるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、育児休業中の代替措置等環境整備の必要性、育児休業取得による再任への影響の有無、男性裁判官の育児休業が少ない理由、裁判官の人権教育の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案)の施行期日(平成十三年九月十一日)のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八

賛成 二百三十八

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第四 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長田村公平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田村公平君登壇、拍手〕

○田村公平君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付の意見の申し出

及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員等について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げるとともに、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長しようとするものであります。

次に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、さらなる経済的援助の必要性、男性職員の取得促進策、代替要員確保に伴う問題点等について質疑が行われました。

質疑を終局しましたところ、両法律案それぞれに対し、日本共産党を代表して、宮本岳志委員より、育児休業手当金の支給額の引き上げ等と内容とする修正案が提出されました。国家公務員育児休業法等改正案に対する修正案は、予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣からの意見を聴取いたしましたところ、反対である旨の発言がありました。

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七

賛成 二百三十七

反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第六 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求める件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長武見敏三君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔武見敏三君登壇、拍手〕

○武見敏三君 たいだいま議題となりました承認案件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、いわゆるテロ対策特別措置法に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動を実施することに

及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員等について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げるとともに、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長しようとするものであります。

次に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、さらなる経済的援助の必要性、男性職員の取得促進策、代替要員確保に伴う問題点等について質疑が行われました。

質疑を終局しましたところ、両法律案それぞれに対し、日本共産党を代表して、宮本岳志委員より、育児休業手当金の支給額の引き上げ等と内容とする修正案が提出されました。国家公務員育児休業法等改正案に対する修正案は、予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣からの意見を聴取いたしましたところ、反対である旨の発言がありました。

ついで、同法第五条第一項の規定により、国会の承認を求めると内容をとするものであります。委員会におきましては、国会承認の求め方、自衛隊の活動に対するシビリアンコントロールの確保、実施要項の非公開理由と国民への情報提供、派遣部隊の撤収手順と国会が撤収の判断をした場合の対応、艦船用燃料の譲与要請とその所要経費、米軍等による攻撃対象が拡大した場合の我が国の対応措置、派遣部隊に対する指揮・統制系統等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して自由民主党・保守党の山本理事より賛成、社会民主党・護憲連合の大田委員より反対、自由党の田村委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。  
次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。  
〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 二百三十二  
賛成 百九十一  
反対 四十一  
よって、本件は承認することに決しました。  
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

○議長(井上裕君) 日程第七 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉与子君外二名発議)を議題といたします。  
まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。  
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とすることに、これらにあわせて、「助産婦」を「助産師」とするものであります。  
委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、名称変更の理由、男性による助産業務の是非及び教育養成課程の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。  
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。  
〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 二百三十五  
賛成 二百三十四  
反対 一  
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第八 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
日程第九 新事業創出促進法の一部を改正する法律案  
(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長長の報告を求めます。経済産業委員長長保坂三蔵君。  
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔保坂三蔵君登壇、拍手〕

○保坂三蔵君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、不動産担保に依存しない資金調達円滑化を図るため、中小企業者の売掛金債権を担保とした融資に対する信用保証制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。  
次に、新事業創出促進法の一部を改正する法律案は、創業者に十分な開業資金が供給されるよう、新事業創出関連保証の限度額の引き上げ等を図ろうとするものであります。  
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新設される売掛金債権担保融資の普及策、信用保険財政の基盤強化、創業・ベンチャー支援のあり方等々について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。  
両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。  
〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 二百三十八  
賛成 二百三十八  
反対 〇  
よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。  
なお、中小企業信用保険法改正案に対しまして五項目の附帯決議を行いました。  
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

〔井上裕君〕 これより両案を一括して採決いたします。

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 二百三十八  
賛成 二百三十八  
反対 〇  
よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議員

- 岩本 莊太君
- 遠山 清彦君
- 高橋紀世子君
- 渡辺 孝男君
- 舛添 要一君
- 大江 康弘君
- 山本 保君
- 松岡満壽男君
- 加藤 修一君
- 弘友 和夫君
- 阿南 一成君
- 平野 貞夫君
- 高野 博師君
- 魚住裕一郎君
- 鶴保 庸介君
- 西岡 武夫君
- 森本 晃司君
- 日笠 勝之君
- 尾辻 秀久君
- 統 訓弘君
- 草川 昭三君
- 白浜 一良君
- 泉 信也君
- 扇 千景君
- 森元 恒雄君
- 仲道 俊哉君
- 藤井 基之君
- 西銘順志郎君
- 伊達 忠一君
- 日出 英輔君
- 山下 英利君
- 大野つや子君
- 国井 正幸君
- 岸 宏一君
- 世耕 弘成君
- 森 ゆうこ君
- 山本 香苗君
- 平野 達男君
- 福本 潤一君
- 西川きよし君
- 沢 たまき君
- 有馬 朗人君
- 広野ただし君
- 松 あきら君
- 山口那津男君
- 田名部匡省君
- 田村 秀昭君
- 荒木 清寛君
- 山下 栄一君
- 椎名 素夫君
- 渡辺 秀央君
- 木庭健太郎君
- 風間 昶君
- 浜四津敏子君
- 浜田卓二郎君
- 鶴岡 洋君
- 入澤 肇君
- 月原 茂皓君
- 松山 政司君
- 吉田 博美君
- 山内 俊夫君
- 野上浩太郎君
- 段本 幸男君
- 亀井 郁夫君
- 森田 次夫君
- 岩城 光英君
- 山崎 力君
- 常田 享詳君
- 森下 博之君
- 森山 裕君
- 服部三男雄君
- 魚住 汎英君
- 北岡 秀二君
- 中島 眞人君
- 上野 公成君
- 南野知恵子君
- 吉村剛太郎君
- 山崎 正昭君
- 田中 直紀君
- 沓掛 哲男君
- 野沢 大三君
- 西田 吉宏君
- 青木 幹雄君
- 加納 時男君
- 岩永 浩美君
- 後藤 博子君
- 小林 温君
- 小泉 顕雄君
- 脇 雅史君
- 山下 善彦君
- 荒井 正吾君
- 山本 一太君
- 林 芳正君
- 田村 公平君
- 保坂 三蔵君
- 鈴木 政二君
- 谷川 秀善君
- 岩井 國臣君
- 金田 勝年君
- 矢野 哲朗君
- 加藤 紀文君
- 佐藤 泰三君
- 清水嘉与子君
- 倉田 寛之君
- 久世 公堯君
- 坂野 重信君
- 河本 英典君
- 太田 豊秋君
- 市川 一朗君
- 溝手 顕正君
- 野間 越君
- 狩野 安君
- 松谷蒼一郎君
- 片山虎之助君
- 松田 岩夫君
- 関谷 勝嗣君
- 中曾根弘文君
- 陣内 孝雄君
- 中川 義雄君
- 久野 恒一君
- 木村 仁君
- 近藤 剛君
- 小斉平敏文君
- 加治屋義人君
- 斎藤 滋宣君
- 愛知 治郎君
- 有村 治子君
- 佐藤 昭郎君
- 松村 龍二君
- 田浦 直君
- 橋本 聖子君
- 三浦 一水君
- 阿部 正俊君
- 景山俊太郎君
- 鴻池 祥肇君
- 清水 達雄君
- 小野 清子君
- 宮崎 秀樹君
- 竹山 裕君
- 真鍋 賢一君
- 山東 昭子君
- 桜井 新君
- 上杉 光弘君
- 柏村 武昭君
- 岩本 司君
- 大仁田 厚君
- 大塚 耕平君
- 若林 秀樹君
- 藤原 正司君
- 谷 博之君
- 高橋 千秋君
- 浅尾慶一郎君
- 福山 哲郎君
- 海野 徹君
- 小宮山洋子君
- 本田 良一君
- 郡司 彰君
- 齋藤 勲君
- 朝日 俊弘君
- 佐藤 道夫君
- 篠瀬 進君
- 佐藤 泰介君
- 円より子君
- 江田 五月君
- 直嶋 正行君
- 薫科 満治君
- 岡崎トミ子君
- 宮本 岳志君
- 又市 征治君
- 山根 隆治君
- 大門実紀史君
- 羽田雄一郎君
- 木俣 佳文君
- 小泉 親司君
- 佐藤 雄平君
- 高嶋 良充君
- 井上 美代君
- 大田 昌秀君
- 斎藤 十朗君
- 棟葉賀津也君
- 鈴木 寛君
- 中村 敦夫君
- 辻 泰弘君
- 中島 啓雄君
- 神本美恵子君
- 大橋 巨泉君
- 中原 爽君
- 内藤 正光君
- 櫻井 充君
- 小川 敏夫君
- 武見 敬三君
- 山本 孝史君
- 小川 勝也君
- 平田 健二君
- 若林 正俊君
- 小林 元君
- 柳田 稔君
- 江本 孟紀君
- 北澤 俊美君
- 奥石 東君
- 角田 義一君
- 勝木 健司君
- 松井 孝治君
- 井上 哲士君
- 池口 修次君
- 紙 智子君
- 田嶋 陽子君
- 谷林 正昭君
- 八田ひろ子君
- 福島 瑞穂君
- 藤井 俊男君
- 大沢 辰美君
- 西山登紀子君
- 和田ひろ子君

官報(号外)

〔山崎正昭君登壇、拍手〕

○山崎正昭君 たいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十八分散会

出席者は左のとおり。

- 議長 井上 裕君
- 副議長 本岡 昭次君

伊藤 基隆君 今泉 昭君  
 林 紀子君 小池 晃君  
 池田 幹幸君 大脇 雅子君  
 大淵 綱子君 堀 利和君  
 今井 澄君 峰崎 直樹君  
 岩佐 恵美君 畑野 君枝君  
 富樫 練三君 山本 正和君  
 広中和歌子君 千葉 景子君  
 山下八洲夫君 長谷川 清君  
 川橋 幸子君 吉川 春子君  
 吉岡 吉典君 筆坂 秀世君  
 市田 忠義君

國務大臣  
 総務大臣 片山虎之助君  
 法務大臣 森山 眞弓君  
 文部科学大臣 遠山 敦子君  
 厚生労働大臣 坂口 力君  
 経済産業大臣 平沼 赳夫君  
 国防大臣 中谷 元君  
 (防衛庁長官)

議長の報告事項  
 一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
 辞任 山根 隆治君 補欠 角田 義一君  
 総務委員 辞任 荒木 清寛君 補欠 木庭健太郎君  
 法務委員 辞任 有村 治子君 補欠 片山虎之助君  
 角田 義一君 補欠 山根 隆治君  
 外交防衛委員 辞任 海野 徹君 補欠 棟葉實津也君

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項

財政金融委員 辞任 円 より子君 補欠 今井 澄君  
 文教科学委員 辞任 池田 幹幸君 補欠 緒方 靖夫君  
 厚生労働委員 辞任 森 ゆうこ君 補欠 西岡 武夫君  
 農林水産委員 辞任 西岡 武夫君 補欠 森 ゆうこ君  
 経済産業委員 辞任 棟葉實津也君 補欠 海野 徹君  
 国家基本政策委員 辞任 片山虎之助君 補欠 有村 治子君  
 片山虎之助君 補欠 荒木 清寛君  
 木庭健太郎君 補欠 池田 幹幸君  
 緒方 靖夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 金田 勝年君 補欠 福島啓史郎君  
 長谷川 清君 補欠 佐藤 道夫君  
 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 国際問題に関する調査会委員 辞任 田嶋 陽子君 補欠 大田 昌秀君  
 共生社会に関する調査会委員 辞任 大田 昌秀君 補欠 田嶋 陽子君

同日議長から次の議案が提出された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(木俣佳文君外三名発議)(参第六号)  
 特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案(櫻井充君外四名発議)(参第七号)  
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(櫻井充君外四名発議)(参第八号)  
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第二〇号)  
 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。  
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一九号) 国土交通委員会に付託  
 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号) 議院運営委員会に付託

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。  
 平成十一年度一般会計歳入歳出決算、平成十一年度特別会計歳入歳出決算、平成十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十一年度政府関係機関決算書(第百五十一回国会提出)  
 平成十一年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百五十一回国会提出)  
 平成十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百五十一回国会提出)  
 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。  
 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外

国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求めの件(閣承認第一号)  
 外交防衛委員会に付託  
 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に關する法律案(閣法第二五号)  
 厚生労働委員会に付託  
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案  
 刑法の一部を改正する法律案  
 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案  
 同日委員長から次の報告書が提出された。  
 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(閣法第二四号) 審査報告書  
 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律  
 刑法の一部を改正する法律  
 刑事訴訟法等の一部を改正する法律  
 昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 内閣委員 辞任 角田 義一君 補欠 山根 隆治君  
 法務委員 辞任 片山虎之助君 補欠 大仁田 厚君

中川 義雄君 小斉平敏文君  
山根 隆治君 角田 義一君

外交防衛委員 補欠  
舛添 要一君 小泉 顕雄君  
榛葉賀津也君 海野 徹君

財政金融委員 補欠  
今井 澄君 円 より子君  
緒方 靖夫君 池田 幹幸君

文教科学委員 補欠  
辞任 大仁田 厚君 片山虎之助君

厚生労働委員 補欠  
辞任 円 より子君 今井 澄君

農林水産委員 補欠  
辞任 小斉平敏文君 中川 義雄君  
海野 徹君 榛葉賀津也君

経済産業委員 補欠  
辞任 池田 幹幸君 緒方 靖夫君

環境委員 補欠  
辞任 小泉 顕雄君 舛添 要一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 福島啓史郎君 金田 勝年君  
同日議員から次の議案が提出された。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案(郡司彰君外二名発議(参第九号))

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議

長は即日これを委員会に付託した。  
未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆第二〇号)

内閣委員会に付託  
子どもの読書活動の推進に関する法律案(衆第一八号)

同日衆議院から次の議案が提出された。  
同日衆議院から次の議案が提出された。  
商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第五百五十一回国会衆第三二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

消防法の一部を改正する法律案(海江田万里君外三名提出(衆第二二号))

商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案(玄葉光一郎君外二名提出(衆第二二二号))

航空法の一部を改正する法律案(細川律夫君外二名提出(衆第三三三号))

同日委員長から次の報告書が提出された。  
文化芸術振興基本法案(衆第一二二号)審査報告書

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)審査報告書

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関

連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜査救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求めめるの件(閣承認第一号)審査報告書

保健婦産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第五号)審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)審査報告書

新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。  
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)審査報告書

審査報告書  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成十三年十一月二十八日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 倉田 寛之  
参議院議長 井上 裕殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものであって、妥当な措置と認め

る。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三條により送付する。  
平成十三年十一月二十二日  
参議院議長 井上 裕殿  
衆議院議長 綿貫 民輔

(小字及び一は衆議院修正)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

(趣旨)  
第一条 この法律は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の特例を定めるものとする。

(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(次

算機による情報処理の用に供されるもの(次

算機による情報処理の用に供されるもの(次

号において「電磁的記録」という。)に係る記録媒体をいう。

二 電磁的記録式投票機 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている公職の候補者のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができる機械をいう。

(電磁的記録式投票機による投票)

第二条 市町村の議会の議員又は長の選挙の投票(公職選挙法第四十七号第三十五項の選挙の投票)は、指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。以下この項において同じ。

第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。

指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票(公職選挙法第四十七号、第四十九条並びに第五十条第二項及び第五項の規定による投票を除く。)については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都市の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることことができる。この場合における同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項及び第七号」とする。

都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票

平成十三年十一月三十日 参議院會議録第十五号

(公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。)については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前項の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域

のうちに当該都道府県の条例で定めるものの区域(指定都市にあっては、議会の議員の選挙に係る前項の条例)内において、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることことができる。この場合における同法第四十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項及び第七号」とする。

電磁的記録式投票機の具備すべき条件等) 第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- 一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
二 投票の秘密が侵されないものであること。
三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。

四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。

五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを記録した電磁的記録媒体(以下「投票の電磁的記録媒体」という。)の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。

六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。

七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

(電磁的記録式投票機において表示すべき事項等)

第五条 公職の候補者の氏名その他の公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項及びその表示の方法について必要な事項において、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条例で定める。

(電磁的記録式投票機の指定)

第八条 市町村の選挙管理委員会は、第三条の規定による投票を行う選挙について、第四条第一項各号に掲げる条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁

的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、第三条第二項の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を指定したときは、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。

(電磁的記録式投票機による代理投票等)

第七条 第三条の規定による投票において、身体の故障又は文盲により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票(電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録すること)をいう。以下同じ。)を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。

前項の規定による申立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

第三条の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人(第一項に規定する選挙人を除く)は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせることができる。

前項の規定による申立てがあつた場合において

ては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者一人をその承諾を得て定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいづれを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く。を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

(投票の特例)

第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第五十三条、第五十五条及び第五十六条の規定を適用する場合には、同法第五十三条第一項中「閉鎖し」とあるのは「閉鎖し、かつ、電磁的記録式投票機(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。)を投票できない状態にし」と、同条第二項中「閉鎖し」とあるのは「閉鎖され、かつ、電磁的記録式投票機が投票できない状態にされた」と、同法第五十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第四条第一項第五号に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)、投票を複写した電磁的記録媒体(同法第十条第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)」と、同法第五十六条中「投票箱を送致する」とあるのは「投票箱、投票の電磁的記録媒体又は投票を複写した電磁的記録媒体を送致する」と、「その投票箱」とあるのは「その投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体」とする。

第九条 第三条の規定による投票を行う選挙につ

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

いて、公職選挙法第六十五条及び第七十一条の規定を適用する場合には、同法第六十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱及び投票の電磁的記録媒体若しくは投票を複写した電磁的記録媒体」と、同法第七十一条中「投票は、有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は」と、「保存しなければならない」とあるのは「保存しなければならない」とあるのは「保存しなくてはならない」とあるのは「保存しなくてはならない」とする。

2 第三条及び第七七条の規定による投票については、公職選挙法第六十六条から第六十八条の二までの規定は、適用しない。

3 公職選挙法第六十八条第一項第二号又は第五号に規定する者に対する第三条及び第七七条の規定による投票は、無効とする。

4 開票管理者は、第三条及び第七七条の規定による投票については、開票立会人とともに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各公職の候補者の得票数を計算しなければならない。この場合において、開票管理者は、開票立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定しなければならない。

5 開票管理者は、第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第六十六条第三項の規定にかかわらず、前項の計算の結果及び同条第二項の規定により行った投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票数を計算し、直ちにそれらの結果を選挙長に報告しなければならない。

(投票を複写した電磁的記録媒体)

第十条 投票管理者は、第三条及び第七七条の規定による投票については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を

他の電磁的記録媒体に複写しなければならない。

2 開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことにより、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認めるときは、開票立会人の意見を聴いて、当該投票の電磁的記録媒体に代えて、前項の規定により当該投票の電磁的記録媒体に記録された投票を複写した電磁的記録媒体(以下「投票を複写した電磁的記録媒体」という。)を使用して開票を行うものとする。

(選挙会の特例)

第十一条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第七十九条第一項、第八十条並びに第八十三条第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同法第七十九条第一項中「第七章」とあるのは「第七章及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同法第八十条第一項及び第三項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同条第二項中「結果」とあるのは「結果及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第四項の規定による計算の結果」と、同法第八十三条第二項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同条第三項中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は」と、「保存しなければならない」とあるのは「保存しなけれ

ばならない。この場合において、投票にあつては、有効無効を区別して保存しなければならない」とする。

(立候補の特例)

第十二条 第三条の規定による投票を行う選挙(公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙を除く。)について、同法第八十六条の四の規定を適用する場合には、同法第五項及び第六項中「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」と、同条第八項中「三日」とあるのは「四日」とする。

(公職の候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

第十三条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職の候補者が死亡した場合、公職選挙法第八十六条の四第九項の規定により届出を却下した場合又は同法第九十一条第二項若しくは第九十三条第四項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合における電磁的記録式投票機の取扱いその他必要な措置については、政令で定める。

(同時選挙等の特例)

第十四条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第十二章の規定は、適用しない。ただし、市町村の議会の議員の選挙と市町村長の選挙をともに同条第一項の規定による投票により行う場合(以下「同時選挙」という。)については、この限りでない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第三項、第八十条第三項、第八十一条第二項又は第二百六十一条第三項の規定による投票は、同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項の規定にかかわらず、第三条の規定による投票を行う選挙と同時にこれを行うこと

ができない。  
(投票記載所の氏名等の揭示の特例)

第十五条 第三条第一項の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第七十五条第八項の規定を適用する場合には、同項中「第一項又は」とあるのは「第一項の揭示に関し必要な事項は市町村の選挙管理委員会が」と、「事項は」とあるのは「事項は」とする。  
(罰則)

第十六条 第三条及び第七条の規定による投票については、電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体は投票箱と、第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者及び同条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者は公職選挙法第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして、同法第十六条の規定を適用する。

2 第七条第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わなかったときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 次に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者が同項の投票の補助の義務に違反したとき。

二 第七条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者が同項の電磁的記録式投票機の操作の補助の義務に違反したとき。

(選挙権及び被選挙権の停止)  
第十七条 前条第二項又は第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日

から五年間、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができ。

4 前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、公職選挙法第十一条第三項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第三十条の四、第三十条の十第一項、第八十六条の八第一項及び第九十七条の三の規定の適用については、これらの規定に規定する選挙権及び被選挙権を有しない者とみなす。

5 第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る地方自治法第二百七条第一項、第四百三十三条第一項及び第四百四十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会

の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」とする。  
(電磁的記録式投票機の使用に要する費用の負担)

第十八条 地方公共団体の議員又は長の選挙に関する電磁的記録式投票機の使用に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。  
(雑則)

第十九条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第二百六十四条の二から第二百六十六条までの規定を適用する場合には、これら「この法律」とあるのは、「この法律及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」とする。  
(国の援助)

第二十条 国は、第三条の規定による投票を行う選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に對する助言その他の援助の実施に努めるものとする。  
(命令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。  
(事務の区分)

第二十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関する事務は、市町村が処理することとされている事務

は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第二条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日いずれか遅い日から施行する。  
(適用区分)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用する。  
(市町村の合併の特例に関する法律に係る特例)

第三条 平成十七年三月三十一日までの間における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十一条第三項」とあるのは「若しくは第二百六十一条第三項又は市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第四条第十四項若しくは第四条の二第二十一項」と、「同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第二十三項」とする。  
(地方自治法の一部改正)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第 号)

この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関する事務は、市町村が処理することとされている事務

審査報告書

文化芸術振興基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十九日

文教科学委員長 橋本 聖子

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図らうとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。

二、本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施

策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。

三、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。

四、文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

五、我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。

六、我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。

七、小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。右決議する。

文化芸術振興基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年十一月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

文化芸術振興基本法案

目次

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 基本方針(第七条)

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八条 第三十五条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらぬ願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それぞれが固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された重要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重され、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができようような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術

術の保護及び発展が図られなければならない。  
6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)  
第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)  
第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)  
第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針  
第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の

総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫

才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることに伴い、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の振興)

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの

設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たつての配慮)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たつては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一條 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう

努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二條 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たつては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

(顕彰)

第三十三條 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四條 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五條 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附則

第一 この法律は、公布の日から施行する。  
第二 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第五号中「著作権法(昭和四

十五年法律第四十八号)を」文化芸術振興基本法(平成十三年法律第 号)第七條第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に改める。

審査報告書

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
平成十三年十一月二十九日  
法務委員長 高野 博師  
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もつて裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を一歳未満から三歳未満に引き上げるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
平成十三年十一月十六日  
衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 井上 裕殿

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二歳」を「三歳」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後においてこの法律による改正後の裁判官の育児休業に関する法律(以下「新育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業をするため、新育児休業法第二条第三項の規定による承認又は新育児休業法第三条第三項において準用する新育児休業法第二条第三項の規定による承認を受けようとする裁判官は、施行日前においても、新育児休業法第二条第二項又は第三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 施行日前にこの法律による改正前の裁判官の育児休業に関する法律(以下「旧育児休業法」という。)第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある裁判官(この法律の施行の際現に育児休業をしていない裁判官を除く。)に対する新育児休業法第二条第一項ただし書の規定の適用については、旧育児休業法第二条第一項の規定による育児休業(当該裁判官が一人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合)は、施行日前の直近の育児休業に限る。は、新育児休業法第二条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

3 施行日前に旧育児休業法第三条第三項において準用する旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に裁判官が当該育児休業をしていない場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

審査報告書

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十九日

総務委員長 田村 公平

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、育児休業制度及び介護休暇制度が一層活用されるよう、代替要員の円滑な確保等、更なる環境の整備に努めること。

二、職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。

三、男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、有効な対策を講ずること。

れるよう、代替要員の円滑な確保等、更なる環境の整備に努めること。

二、職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。

三、男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、有効な対策を講ずること。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年十一月九日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

の限度として、臨時的任用を、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があった場合)にあっては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあっては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の官職に任用することができる。

第十一条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

第十三条中「第七条第二項」を「第七条第六項」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律案

る法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第一条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「新育児休業法」という。)第三条第一項の規定による育児休業をするため、新育児休業法第三条第三項の規定による承認又は新育児休業法第四条第三項において準用する新育児休業法第三条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新育児休業法第三条第二項又は第四条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧育児休業法」という。)第三条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員(この法律の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)に対する新育児休業法第三条第一項ただし書の規定の適用については、旧育児休業法第三条第一項の規定による育児休業(当該職員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことのある場合にあつては、施行日前の直近の育児休業に限る。)は、新育児休業法第三条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧育児休業法第四条第三項において準用する旧育児休業法第三条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、こ

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案

の法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第四条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

4 前三項の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員について準用する。この場合において、第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第一項」と、新育児休業法第三条第三項とあるのは「新育児休業法第十三条において準用する新育児休業法第三条第三項」と、「第四条第三項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第四条第三項」と、「第三条第二項又は第四条第一項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第二項又は第四条第一項」と、第二項中「第三条第一項」とあるのは「第十三条において準用する旧育児休業法第三条第一項」と、「第三条第一項ただし書」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第一項ただし書」と、前項中「新育児休業法第三条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(以下「新勤務時間法」という。)第二十条の規定は、第二条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(次項において「旧勤務時間法」という。)第二十一条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態

国家公務員共済組合法の一部改正

についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新勤務時間法第二十条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

2 旧勤務時間法第二十一条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新勤務時間法第二十条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第二項中「期間」の下に「当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの期間」を、「終了した日」の下に「その日が当該育児休業に係る子が一歳に達した日以後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達した日」を加える。

た。よって要領書を添えて報告する。  
平成十三年十一月二十九日  
参議院議長 井上 裕殿  
総務委員長 田村 公平

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。  
一、地方公共団体において、育児休業制度及び介護休暇制度が一層活用されるよう、代替要員の円滑な確保等、更なる環境の整備について、必要な助言を行うこと。

二、職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業及び国家公務員における実態等を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。

三、男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、地方公共団体に情報提供を行う等、有効な対策を講ずること。  
右決議する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

審査報告書

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

よって国会法第八十三条により送付する。  
平成十三年十一月九日

衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 井上 裕殿

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

第六条の見出しを「育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用」に改め、同条第一項中当該期間を任用の期間の限度として、臨時的任用を当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に掲げる任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができない。

一 当該請求に係る期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が第二項又は第三項第一項の規定による請求に係る期間に満たない場合においては、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

第九条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業をするため、新育児休業法第二条第三項の規定による承認又は新育児休業法第三条第三項において準用する新育児休業法第二条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新育児休業法第二条第二項又は第三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 施行日前に改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧育児休業法」という。)第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員(この法律の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)に対する新育児休業法第二条第一項ただし書の規定の適用については、旧育児休業法第二条第一項の規定による育児休業(当該職員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合)は、施行日前の直近の育児休業に限る。は、新育児休業法第二条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧育児休業法第三条第三項において

て準用する旧育児休業法第二条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第三条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条の二中「期間」の下に「当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの期間」を、「終了した日」の下に「その日が当該育児休業に係る子が一歳に達した日以後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達した日」を加える。

第百十四条の二中「終了する日」の下に「その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日以後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第四条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十一条ノ二「中」終了スル日」の下に「(其ノ日ガ当該育児休業ニ係ル子ガ一歳ニ達スル日後ナルトキハ当該育児休業ニ係ル子ガ一歳ニ達スル日)」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第五条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「規定により」の下に「任期を定めて採用される者及び」を加える。

第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第四号中「規定により」の下に「任期を定めて採用される者及び」を加える。

審査報告書

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件  
右は多数をもって承認すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。  
平成十三年十一月二十九日

参議院議長 井上 裕殿

外交防衛委員長 武見 敬三

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第六条第二項、第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を実施することについて、同法第五条第一項の規定により、国会の承認を求めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

自衛隊の部隊等が行う各活動の実施に要する

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に承認を求めるとの件)





のなしたを「助産師が行つたに」、「助産婦において」を「助産師において」に改める。

第四十二条の二中「保健婦、看護婦又は准看護婦を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第四十三条第二項中「助産婦、看護婦、准看護婦を「助産師、看護師、准看護師」に改める。

第五十一条第一項中「保健婦の」を「保健師の」に、「なす」を「行う」に改め、同条第二項中「保健婦を「保健師」に改める。

第五十二条第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第五十三条第一項中「看護婦の」を「看護師の」に、「なす」を「行う」に改め、同条第二項中「准看護婦を「看護師」に改め、同条第四項中「一」を「いづれかに」に、「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に改め、同条第五項中「一」を「いづれかに」に、「助産婦国家試験」を「助産師国家試験」に改める。

第五十九条の二を削る。

第六十条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の規定による免許を受けた者)  
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧法」という。)の規定による保健婦免許若しくは保健士の免許、助産婦免許、看護婦免許若しくは看護士の免許又は准看護婦免許若しくは准看護士の免許を受けている者は、この法律による改正後の保健師助産師看護師法(以下「新法」という。)の規定による保健師免許、助産師免許、看護師免許又は准看護師免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による試験に合格した者)  
第三条 旧法の規定による保健婦国家試験(保健

士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。)、助産婦国家試験、看護婦国家試験(看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。))又は准看護婦試験(准看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。))に合格した者は、新法の規定による保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者とみなす。

士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。)、助産婦国家試験、看護婦国家試験(看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。))又は准看護婦試験(准看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。))に合格した者は、新法の規定による保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者とみなす。

(旧法の規定による籍)  
第四条 旧法の規定による保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍、看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍は、新法の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍とみなし、旧法の規定によりなされた保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍、看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍への登録は、新法の規定によりなされた保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍への登録とみなす。

(旧法の規定による免許証)  
第五条 旧法の規定により交付された保健婦免許証若しくは保健士の免許証、助産婦免許証、看護婦免許証若しくは看護士の免許証又は准看護婦免許証若しくは准看護士の免許証は、新法の規定により交付された保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証とみなす。

(試験に関する経過措置)  
第六条 この法律の施行の日の属する年において旧法の規定により行われた保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験は、新法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験とみなす。

(受験資格に関する経過措置)  
第七条 この法律の施行の際現に保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護

婦試験を受けることができる者は、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験を受けることができる。

(旧法の規定による指定を受けた学校又は養成所)  
第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号(これらの規定(旧法第二十条第一号を除く。))を旧法第五十九条の規定により指定を受けている学校又は旧法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第二号(これらの規定(旧法第二十条第二号を除く。))を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。))の規定による指定を受けている養成所は、それぞれ、新法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号若しくは第二十二條第二号若しくは第二十二條第二号の規定により指定を受けた学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十一条第二号若しくは第二十二條第二号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

(助産婦の業務に関する経過措置)  
第九条 この法律の施行前に助産婦がした旧法第四十一条に規定する検案に係る同条の規定による届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に助産婦がした分べんの介助に係る旧法第四十二条の規定による助産録への記載及び助産録の保存については、なお従前の例による。

(秘密を守る義務等に関する経過措置)  
第十条 この法律の施行前に保健婦若しくは保健士、看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士でなくなった者の旧法第四十二条の二(旧法第五十九条の二及び第六十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定するその業務上知り得た人の秘密については、旧法第四十二条の二の規定(こ

れに係る罰則を含む。は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(地域保健法の一部改正)  
第十一条 地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第六号第六号中「保健婦及び保健士」を「保健師」に改める。

(母体保護法の一部改正)  
第十二条 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

(医療法の一部改正)  
第十三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「助産婦」を「助産師」に改める。

第一条の二第一項並びに第一条の四第一項、第二項及び第四項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第二条第一項中「助産婦」を「助産師」に、「なす」を「行う」に改める。

第三条第三項中「助産婦」を「助産師」に、「なす」を「行う」に、「付けて」を「付けて」に改める。

第四条第一項第一号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第五条並びに第七条第一項及び第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

れに係る罰則を含む。は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

第十二条 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

第十三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「助産婦」を「助産師」に改める。

第一条の二第一項並びに第一条の四第一項、第二項及び第四項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第十五条の二中「助産婦」を「助産師」に、「妊婦」を「妊婦」に改める。

第十六条の二第一号、第二十一条第一号並びに第二十二号の二第二号並びに第三十号の三第二号第八号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第五章 医業、歯科医業又は助産婦の業務等の広告を第五章 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告に改める。

第七十一条第一号及び第七十二条第一号中「助産婦」を「助産師」に改める。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に助産婦が助産所を開設した場合における前条の規定による改正前の医療法第八条の規定による届出については、なお従前の例による。

(教育職員免許法の一部改正)

第十五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

別表第二第二欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦」を「保健師」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

別表第六備考第二号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

(国立病院特別会計法の一部改正)

第十六条 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「看護婦養成費」を「看護師養成費」に改める。

第十七条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条第一項中「看護婦養成」を「看護師養成」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第十七条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第八の備考中「和齋齋、野齋齋、齋齋齋、齋齋齋」を「和齋齋、野齋齋、齋齋齋、齋齋齋」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第四号を次のように改める。

四 助産師業

第七十三条の四第一項第三号及び第三百四十八条第二項第九号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

(難島振興法の一部改正)

第十九条 難島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(教育職員免許法の一部改正) 第二十条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦」を「保健師」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正) 第二十一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正) 第二十二号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四号の二及び第五十四号の二の三第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第七十四号中「保健婦」を「保健師」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第二十四条 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十条中「助産婦若しくは保健婦」を「助産師若しくは保健師」に改める。

第十一条第一項中「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に改める。

第十六条第二項中「助産婦又は保健婦」を「助産師又は保健師」に、「そのつと」を「その都度」に改める。

第十七条第一項中「助産婦、保健婦」を「助産師、保健師」に改める。

第十九条第一項中「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)(3)中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正) 第二十六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一百一条の見出し中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同条第一項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「行なう准看護婦試験」を「行う准看護師試験」に改め、同条第二項中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦」を「准看護師」に改め、同条第三項及び第四項中「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同条第五項中「第一項の規定により准看護婦試験」を「第一項の規定により准看護師試験」に、「受けた准看護婦」を「受けた准看護師」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)の規定による法律第九十二号第二項の規定による准看護婦の免許を受けている者は、前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)の規定による准看護師の免許を受けた者とみなす。

(老人保健法の一部改正) 第二十八条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「保健婦」を「保健師」に改める。

第四十八号の五の二第一項、第四十八号の五の五及び第四十八号の五の六第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(地価税法の一部改正) 第二十九条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健師国家試験」を「看護師国家試験」に改める。

「保健師養成所」に改める。  
〔看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正〕

第三十条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律

目次中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第一条中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第二条第一項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第二章 看護婦等の人材確保の促進を「第二章 看護師等の人材確保の促進」に改める。

第三条第一項から第四項まで、第四条第一項、第二項及び第四項、第五条第一項、第六条(見出しを含む)並びに第八条から第十条までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十一条の見出しを「(看護師等就業協力員)」に改め、同条第一項中「看護婦等」を「看護師等」に改め、「看護師等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同条第二項中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同条第三項中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同条第四項中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同条第五項中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改め、同条第六項中「看護婦等就業協力員」を「看護師等就業協力員」に改める。

第十二条の見出し中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第一項及び第二項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第三項中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士」を「保健師、助産師、看護師」に改め、「看護婦等」を「看護師等」に改め、「看護師等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第四項及び第五項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十五条第一号から第三号までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第四号中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第五号及び第七号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第二十条及び第二十一条第五号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第二十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

〔看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第三十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の看護婦等の人材確保の促進に関する法律(次項及び第三項において「旧看護婦等人材確保法」という。)第三十条の規定により定められていた同条第一項の基本指針は、前条の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律(次項において「新看護師等人材確保法」という。)第三十条の規定により定められた同条第一項の基本指針とみなす。

この法律の施行の際現に旧看護婦等人材確保法第十二条第一項の規定により置かれていた看護婦等確保推進者は、新看護師等人材確保法第十二条第一項の規定により置かれた看護師等確保推進者とみなす。

この法律の施行前に発生した事項につき旧看護婦等人材確保法第十二条第四項の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第三十二条 独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

第三十三条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第四号中「保健婦」を「保健師」に改め、同条第三項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(地方自治法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二三三号)の項

二 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二十一条

三 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第二十四条の一

四 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十八号)第二十条の二の見出し及び同条第一項

五 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)第十五条第一項

六 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十七条第二項

七 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第十三条見出しを含む。

八 臨床工学士法(昭和六十二年法律第六十号)第三十七条第一項

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第三十七条第一項

十 救急救命士法(平成三年法律第三十八号)第四十二条第一項

十一 言語聴覚士法(平成九年法律第三十二号)第四十二条第一項

号)第四十二条第一項

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中、「保健婦又は保健士」を「又は保健師」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十六条第二項第二号

二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十六条の七第一項

(結核予防法等の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「保健婦」を「保健師」に改める。

一 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十五条

二 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十九条

三 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十八条第一項第四号

四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第五条

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律等の一部改正)

第三十七条 次に掲げる法律の規定中「助産婦、看護婦」を「助産師、看護師」に改める。

一 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第四十二条

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第五十条及び第四百九条

三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)第十五条

(刑法等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法令の規定中「助産婦」を「助産師」に改める。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百二十四条第一項及び第三百四十四條

二 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)第四条第一項、第六条、第七条第三号及び第八号

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十九條第三項及び第五十一條第三項

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十五條第二項及び第五十五條

五 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第一第八号

六 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十七條第一項第二号

(死産の届出に関する規程等の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 この法律の施行前にあつた死産に係る前条の規定による改正前の死産の届出に関する規程の規定による死産の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に出生した子に係る前条の規定による改正前の戸籍法の規定による出生の届出については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部改正)

第四十條 次に掲げる法律の規定中「看護婦」を「看護師」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ第三項第一号、第四十四條ノ第四項第一号、第四十四條ノ第五項第二号、第四十四條ノ七、第四十四條ノ八第一項、第四十四條ノ十第一項並びに第四十四條ノ十一第一号及び第五号

二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第二十九條第一項

三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十六條第二項

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十八條第二項及び第九十七條第二項

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第六十條第二項及び第九十四條ノ二十八號第二項

六 介護保険法(平成九年法律百二十三号)第七條第八項、第九十七條第一項及び第九十八條第一項第二号

七 医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十一号)附則第二條第四項

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四十一條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号中「保健婦、助産婦、看護婦」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

第八條第一項第三号中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

第九條第一項第四号中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

第十條第一項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十九日

経済産業委員長 保坂 三蔵

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、売掛金債権担保保険の制度を創設するとともに、特別小口保険の付保限度額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十三年度一般会計補正予算(第一号)(財務省所管)に中小企業総合事業団信用保険部門出資金として五十六億円、平成十三年度一般会計補正予算(第一号)(経済産業省所管)に資金供給円滑化信用保証協会基金補助金として十四億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本改正により創設される売掛金債権担保融資保証制度が十分に活用されるよう、積極的に制度の広報を行うこと。また、中小企業金融における物的担保への過度の依存を緩和しようとする制度の趣旨にかんがみ、信用保証協会の審査能力の向上を図ること。

二 売掛金債権担保融資の普及に資するため、企業が公的機関に対して有する債権に係る譲渡禁止特約の解除について検討すること。

三 中小企業信用保険制度の健全な運営のため、制度全体の見直しと併せ、将来に向けての保険の財政基盤の抜本的な強化策について検討を急ぎ、速やかに対処すること。

四 中小企業金融における個人保証は、企業破綻時に保証者に与える影響が甚大であり、このことが創業の意欲を低下させる一因となっていることにかんがみ、政府系金融機関及び信用保証協会においては、その見直し・改善を図ること。また、差押え禁止項目の拡大など、再起しやすい環境整備に努めること。

五 売掛金債権担保制度が、企業倒産時における労働債権の保全に影響を及ぼさないよう、労働債権の優先順位等について十分配慮を払いつつ、倒産法制的見直しを進めること。

右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十三年十一月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第三條の八第一項」を「第三條の九第一項」に改め、「又は給付(銀行法、昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。」を削り、「ことを含む」の下に、「以下同じ」を加え、「給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を削り、同条第三項中「手形の支払、給付の場合は掛金の払込みを」と、手形の

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

支払に改め、同条第四項中「場合は手形を」場合は、手形に改め、「給付の場合は給付金を」を削る。

第三条の二第二項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、同条第三項中「第三条の四第一項を」第三条の五第一項に、「第三条の五第一項を」第三条の六第一項に、「第三条の六第一項を」第三条の七第一項に、「第三条の七第一項を」第三条の八第一項に改める。

第三条の三第一項中「次条第一項に規定する」の下に「売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する」を加え、「第三条の五第一項を」第三条の六第一項に、「第三条の六第一項を」第三条の七第一項に、「第三条の七第一項を」第三条の八第一項に、「第三条の八第一項を」第三条の九第一項に改め、「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「千円を」千二百五十万円に改め、同条第二項中「次条第一項を」第三条の六第一項に、「第三条の六第一項を」第三条の七第一項に、「第三条の七第一項を」第三条の八第一項に、「千円を」千二百五十万円に改め、同条第三項中「又は第三条の八第一項に規定する債務の保証を、第三条の八第一項又は第三条の九第一項に規定する債務の保証に、次条第一項に」を「第三条の五第一項に」に、「第三条の五第一項に」を「第三条の六第一項に」に、「第三条の六第一項に」を「第三条の七第一項に」に、「第三条の七第一項に」を「第三条の八第一項に」に、「第三条の八第一項に」を「第三条の九第一項に」に改める。

第三条の四第一項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に改め、同条を」第三条の六とする。

第三条の五第一項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に、すでに」を「既に」に改め、同条を」第三条の五とする。

第三条の六第一項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に、すでに」を「既に」に改め、同条を」第三条の五とする。

第三条の七第一項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に、すでに」を「既に」に改め、同条を」第三条の五とする。

第三条の八を第三条の九とする。

第三条の七第一項中「第三条の四第一項を」第三条の五第一項に、「第三条の五第一項を」第三条の六第一項に改め、「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に改め、同条を」第三条の八とする。

場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に改め、同条を」第三条の八とする。

第三条の六第一項中「第三条の四第一項を」第三条の五第一項に改め、「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に改め、同条を」第三条の七とする。

第三条の五第一項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に改め、同条を」第三条の六とする。

第三条の四第一項中「(手形の割引又は給付を受けることを含む。)」を削り、「手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額を、手形金額に改め、同条第二項中「又は特別小口保険を、特別小口保険又は売掛金債権担保保険に、すでに」を「既に」に改め、同条を」第三条の五とする。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(売掛金債権担保保険)  
第三条の四 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について当該中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権のみ(当該中小企業業者が法人である場合にあつては、売掛金債権(必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。)のみ)を担保として提供させるも

のをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円を超えることができない保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)について、借入金金のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額、)と読み替えるものとする。

第五条中「特別小口保険」の下に、「売掛金債権担保保険」を加え、「支払、給付の場合には払込み」を、「支払に、(手形債務、給付の場合は掛金を)を、(手形債務)に改め、同条第一号中「(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)」を削る。

第七條、第九條から第十一條までの規定及び第

のをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円を超えることができない保険(以下「売掛金債権担保保険」という。)について、借入金金のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額、)と読み替えるものとする。

2 事業団と売掛金債権担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金金のうち保証をした額が一億円当該債務者たる中小企業者について既に売掛金債権担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額を超えないときは、当該保証については、売掛金債権担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項から第五項まで及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「保証をした借入金金の額」とあるのは、「借入金金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額)」と読み替えるものとする。

第五条中「特別小口保険」の下に、「売掛金債権担保保険」を加え、「支払、給付の場合には払込み」を、「支払に、(手形債務、給付の場合は掛金を)を、(手形債務)に改め、同条第一号中「(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)」を削る。

第七條、第九條から第十一條までの規定及び第

十三條中「特別小口保険」の下に、「売掛金債権担保保険」を加える。

附則第五項の表第五條の項中「特別小口保険」の下に、「売掛金債権担保保険」を加え、「百分の九十(を)百分の九十(売掛金債権担保保険)」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)  
第一条 この法律の施行前に成立している保険関係であつて改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する給付を受けたことによる債務の保証に係るものについては、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)  
第四条 政府は、この法律の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)  
第五条 次に掲げる法律の規定中「特別小口保険」の下に、「売掛金債権担保保険」を加える。  
一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十五号)第十二條第二項  
二 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条第三 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第

百一号)第五条の第三項  
四 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用手配の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)  
第十條第二項

五 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第八條第二項  
六 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)第十三條第二項

七 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第七條第二項  
八 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第六條第二項

九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第十六條第二項  
十 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十六條第四項(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第六條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十一條第二項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加え、同條第三項中「第三條の五第一項」を「第三條の六第一項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)  
第七條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。  
第六十七條第四項中「合計額が千万円」を「合計額が千二百五十万円」に、「それぞれ千万円」

を「それぞれ千万円及び千二百五十万円」に、「借入金の額が千万円」を「借入金の額が千二百五十万円」に、「千万円」を「千二百五十万円」に改める。  
(中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第八條 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。  
第八條第一項中「第三條の七第一項」を「第三條の八第一項」に改める。  
第十四條の十一第四項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加える。  
(新事業創出促進法の一部改正)  
第九條 新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。  
第十一條の七第二項中「第三條の七第一項」を「第三條の八第一項」に改め、同條第三項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加える。  
第十七條第一項中「第三條の七第一項」を「第三條の八第一項」に改める。  
第二十八條第二項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加える。  
(中小企業経営革新支援法の一部改正)  
第十條 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。  
第六條第二項中「第三條の七第一項」を「第三條の八第一項」に改め、同條第三項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加える。  
(産業活力再生特別措置法の一部改正)  
第十一條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
第十六條第二項中「第三條の七第一項」を「第三條の八第一項」に改め、同條第三項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加える。

第二十四條第六項中「第三條の七第一項」を「第三條の八第一項」に改め、同條第七項中「特別小口保険」の下に「売掛金債権担保保険」を加える。  
審査報告書  
新事業創出促進法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成十三年十一月二十九日  
経済産業委員長 保坂 三蔵  
参議院議長 井上 裕殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近の我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、我が国における事業活動を活性化させることが必要であることにかんがみ、中小企業信用保険について新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額を引き上げる等の創業等を支援するための措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。  
一、費用  
本法律案に要する経費として、平成十三年度一般会計補正予算(第一号)(財務省所管)に中小企業総合事業団信用保険部門出資金として九億円、平成十三年度一般会計補正予算(第一号)(経済産業省所管)に経営安定関連保証等対策費補助金として二億円が計上されている。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三條により送付する。  
平成十三年十一月二十二日  
衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 井上 裕殿

新事業創出促進法の一部を改正する法律案  
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附 則  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げる等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。  
一、費用  
本法律案のため、別に費用を要しない。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案  
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
する法律の一部を改正する法律案

新事業創出促進法の一部を改正する法律案  
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案



平成十三年十一月三十日 参議院會議録第十五号 投票者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 小池 元君  | 小宮山洋子君 |
| 奥石 東君  | 佐藤 泰介君 |
| 佐藤 道夫君 | 佐藤 雄平君 |
| 齋藤 勁君  | 櫻井 充君  |
| 榎葉實津也君 | 鈴木 寛君  |
| 高嶋 良充君 | 高橋 千秋君 |
| 谷 博之君  | 谷林 正昭君 |
| 千葉 景子君 | 辻 泰弘君  |
| 角田 義一君 | 内藤 正光君 |
| 直嶋 正行君 | 羽田雄一郎君 |
| 長谷川 清君 | 平田 健二君 |
| 広中和歌子君 | 福山 哲郎君 |
| 藤井 俊男君 | 藤原 正司君 |
| 堀 利和君  | 本田 良一君 |
| 松井 孝治君 | 円より子君  |
| 峰崎 直樹君 | 築瀬 進君  |
| 柳田 稔君  | 山下八洲夫君 |
| 山根 隆治君 | 山本 孝史君 |
| 和田ひろ子君 | 若林 秀樹君 |
| 藁科 満治君 | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君 | 加藤 修一君 |
| 風間 昶君  | 草川 昭三君 |
| 白浜 一良君 | 沢 たまき君 |
| 木庭健太郎君 | 高野 博師君 |
| 統 訓弘君  | 鶴岡 洋君  |
| 遠山 清彦君 | 浜田卓二郎君 |
| 浜四津敏子君 | 日笠 勝之君 |
| 弘友 和夫君 | 福本 潤一君 |
| 松 あきら君 | 森本 晃司君 |
| 山口那津男君 | 山下 栄一君 |
| 山本 香苗君 | 山本 保君  |
| 渡辺 孝男君 | 井上 哲士君 |
| 井上 美代君 | 池田 幹幸君 |
| 市田 忠義君 | 岩佐 恵美君 |
| 大沢 辰美君 | 紙 智子君  |
| 小池 晃君  | 小泉 親司君 |
| 大門美紀史君 | 富樫 練三君 |
| 西山登紀子君 | 畑野 君枝君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 八田ひろ子君 | 林 紀子君  |
| 筆坂 秀世君 | 宮本 岳志君 |
| 吉岡 吉典君 | 吉川 春子君 |
| 大淵 絹子君 | 大脇 雅子君 |
| 大田 昌秀君 | 田嶋 陽子君 |
| 福島 瑞穂君 | 又市 征治君 |
| 山本 正和君 | 大江 康弘君 |
| 田村 秀昭君 | 西岡 武夫君 |
| 平野 貞夫君 | 平野 達男君 |
| 広野ただし君 | 森 ゆうこ君 |
| 渡辺 秀央君 | 岩本 莊太君 |
| 椎名 素夫君 | 田名部匡省君 |
| 高橋紀世子君 | 西川きよし君 |
| 松岡満壽男君 | 柏村 武昭君 |
| 中村 敦夫君 | 本岡 昭次君 |

反対者氏名 ○名

日程第二 文化芸術振興基本法案(衆議院提出)  
賛成者氏名 一三六名

|        |        |
|--------|--------|
| 阿南 一成君 | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君 | 荒井 正吾君 |
| 有馬 朗人君 | 有村 治子君 |
| 泉 信也君  | 市川 一朗君 |
| 入澤 肇君  | 岩井 國臣君 |
| 岩城 光英君 | 岩永 浩美君 |
| 上杉 光弘君 | 上野 公成君 |
| 魚住 汎英君 | 小野 清子君 |
| 尾辻 秀久君 | 大仁田 厚君 |
| 大野つや子君 | 太田 豊秋君 |
| 扇 千景君  | 加治屋義人君 |
| 加藤 紀文君 | 加納 時男君 |
| 狩野 安君  | 景山俊太郎君 |
| 片山虎之助君 | 金田 勝年君 |
| 亀井 郁夫君 | 河本 英典君 |
| 木村 仁君  | 岸 宏一君  |
| 北岡 秀二君 | 久世 公堯君 |
| 久野 恒一君 | 沓掛 哲男君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 国井 正幸君 | 倉田 寛之君 |
| 小泉 顕雄君 | 小斉平敏文君 |
| 小林 温君  | 後藤 博子君 |
| 鴻池 祥肇君 | 近藤 剛君  |
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 泰三君 |
| 齊藤 滋宣君 | 斎藤 十朗君 |
| 坂野 重信君 | 桜井 新君  |
| 山東 昭子君 | 清水嘉与子君 |
| 清水 達雄君 | 陣内 孝雄君 |
| 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君 |
| 関谷 勝嗣君 | 田浦 直君  |
| 田中 直紀君 | 田村 公平君 |
| 伊達 忠一君 | 竹山 裕君  |
| 武見 敬三君 | 谷川 秀善君 |
| 段本 幸男君 | 月原 茂皓君 |
| 常田 享詳君 | 鶴保 庸介君 |
| 中川 義雄君 | 中島 啓雄君 |
| 中島 眞人君 | 中曾根弘文君 |
| 中原 爽君  | 仲道 俊哉君 |
| 西田 吉宏君 | 西銘順志郎君 |
| 野上浩太郎君 | 野沢 太三君 |
| 野間 赴君  | 南野知恵子君 |
| 橋本 聖子君 | 服部三男雄君 |
| 林 芳正君  | 日出 英輔君 |
| 藤井 基之君 | 保坂 三蔵君 |
| 真鍋 賢二君 | 舛添 要一君 |
| 松谷蒼一郎君 | 松田 岩夫君 |
| 松村 龍二君 | 松山 政司君 |
| 三浦 一水君 | 溝手 顕正君 |
| 宮崎 秀樹君 | 森下 博之君 |
| 森田 次夫君 | 森元 恒雄君 |
| 森山 裕君  | 矢野 哲朗君 |
| 山内 俊夫君 | 山崎 力君  |
| 山下 正昭君 | 山下 英利君 |
| 山下 善彦君 | 山本 一太君 |
| 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 |
| 若林 正俊君 | 脇 雅史君  |
| 浅尾慶一郎君 | 朝日 俊弘君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 伊藤 基隆君 | 池口 修次君 |
| 今井 澄君  | 今泉 昭君  |
| 岩本 司君  | 海野 徹君  |
| 江田 五月君 | 江本 孟紀君 |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君 |
| 大塚 耕平君 | 大橋 巨泉君 |
| 岡崎トミ子君 | 勝木 健司君 |
| 神本美恵子君 | 川橋 幸子君 |
| 木俣 佳文君 | 北澤 俊美君 |
| 郡司 彰君  | 小林 元君  |
| 小宮山洋子君 | 奥石 東君  |
| 佐藤 泰介君 | 佐藤 道夫君 |
| 佐藤 雄平君 | 齋藤 勁君  |
| 櫻井 充君  | 榎葉實津也君 |
| 鈴木 寛君  | 高嶋 良充君 |
| 高橋 千秋君 | 谷 博之君  |
| 谷林 正昭君 | 千葉 景子君 |
| 辻 泰弘君  | 角田 義一君 |
| 内藤 正光君 | 直嶋 正行君 |
| 羽田雄一郎君 | 長谷川 清君 |
| 平田 健二君 | 広中和歌子君 |
| 福山 哲郎君 | 藤井 俊男君 |
| 藤原 正司君 | 堀 利和君  |
| 本田 良一君 | 松井 孝治君 |
| 円より子君  | 峰崎 直樹君 |
| 築瀬 進君  | 柳田 稔君  |
| 山下八洲夫君 | 山根 隆治君 |
| 山本 孝史君 | 和田ひろ子君 |
| 若林 秀樹君 | 藁科 満治君 |
| 荒木 清寛君 | 魚住裕一郎君 |
| 加藤 修一君 | 風間 昶君  |
| 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 沢 たまき君 | 白浜 一良君 |
| 高野 博師君 | 統 訓弘君  |
| 鶴岡 洋君  | 遠山 清彦君 |
| 浜田卓二郎君 | 浜四津敏子君 |
| 日笠 勝之君 | 弘友 和夫君 |
| 福本 潤一君 | 松 あきら君 |

反対者氏名

○名

日程第三 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三八名

- |        |        |
|--------|--------|
| 森本 晃司君 | 山口那津男君 |
| 山下 栄一君 | 山本 香苗君 |
| 山本 保君  | 渡辺 孝男君 |
| 井上 哲士君 | 井上 美代君 |
| 池田 幹幸君 | 市田 忠義君 |
| 岩佐 惠美君 | 大沢 辰美君 |
| 紙 智子君  | 小池 晃君  |
| 小泉 親司君 | 大門実紀史君 |
| 富樫 練三君 | 西山登紀子君 |
| 畑野 君枝君 | 八田ひろ子君 |
| 林 紀子君  | 筆坂 秀世君 |
| 宮本 岳志君 | 吉岡 吉典君 |
| 吉川 春子君 | 大淵 絹子君 |
| 大脇 雅子君 | 大田 昌秀君 |
| 田嶋 陽子君 | 福島 瑞穂君 |
| 又市 征治君 | 山本 正和君 |
| 大江 康弘君 | 田村 秀昭君 |
| 西岡 武夫君 | 平野 貞夫君 |
| 平野 達男君 | 広野ただし君 |
| 森 ゆうこ君 | 渡辺 秀央君 |
| 岩本 荘太君 | 田名部匡省君 |
| 高橋紀世子君 | 西川きよし君 |
| 松岡満壽男君 | 柏村 武昭君 |
| 中村 敦夫君 | 本岡 昭次君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 小野 清子君 | 尾辻 秀久君 |
| 大仁田 厚君 | 大野つや子君 |
| 太田 豊秋君 | 扇 千景君  |
| 加治屋義人君 | 加藤 紀文君 |
| 加納 時男君 | 狩野 安君  |
| 景山俊太郎君 | 片山虎之助君 |
| 金田 勝年君 | 亀井 郁夫君 |
| 河本 英典君 | 木村 仁君  |
| 岸 宏一君  | 北岡 秀二君 |
| 久世 公堯君 | 久野 恒一君 |
| 沓掛 哲男君 | 国井 正幸君 |
| 倉田 寛之君 | 小泉 顕雄君 |
| 小斉平敏文君 | 小林 温君  |
| 後藤 博子君 | 小池 祥肇君 |
| 近藤 剛君  | 佐藤 昭郎君 |
| 佐藤 泰三君 | 斎藤 滋宣君 |
| 斎藤 十朗君 | 坂野 重信君 |
| 桜井 新君  | 山東 昭子君 |
| 清水嘉与子君 | 清水 達雄君 |
| 陣内 孝雄君 | 鈴木 政二君 |
| 世耕 弘成君 | 関谷 勝嗣君 |
| 田浦 直君  | 田中 直紀君 |
| 田村 公平君 | 伊達 忠一君 |
| 竹山 裕君  | 武見 敬三君 |
| 谷川 秀善君 | 段本 幸男君 |
| 月原 茂皓君 | 常田 享詳君 |
| 鶴保 庸介君 | 中川 義雄君 |
| 中島 啓雄君 | 中島 真人君 |
| 中曾根弘文君 | 中原 爽君  |
| 仲道 俊哉君 | 西田 吉宏君 |
| 西銘順志郎君 | 野上浩太郎君 |
| 野沢 太三君 | 野間 越君  |
| 南野知恵子君 | 橋本 聖子君 |
| 服部三男雄君 | 林 芳正君  |
| 日出 英輔君 | 藤井 基之君 |
| 保坂 三蔵君 | 真鍋 賢二君 |
| 舛添 要一君 | 松谷蒼一郎君 |
| 松田 岩夫君 | 松村 龍二君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 松山 政司君 | 三浦 一水君 |
| 溝手 顕正君 | 宮崎 秀樹君 |
| 森下 博之君 | 森田 次夫君 |
| 森元 恒雄君 | 森山 裕君  |
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君 |
| 山崎 力君  | 山崎 正昭君 |
| 山下 英利君 | 山下 善彦君 |
| 山本 一太君 | 吉田 博美君 |
| 吉村剛太郎君 | 若林 正俊君 |
| 脇 雅史君  | 浅尾慶一郎君 |
| 朝日 俊弘君 | 伊藤 基隆君 |
| 池口 修次君 | 今井 澄君  |
| 今泉 昭君  | 岩本 司君  |
| 海野 徹君  | 江田 五月君 |
| 江本 孟紀君 | 小川 勝也君 |
| 小川 敏夫君 | 大塚 耕平君 |
| 大橋 巨泉君 | 岡崎トミ子君 |
| 川橋 健司君 | 神本美恵子君 |
| 北澤 幸子君 | 木俣 佳丈君 |
| 小林 元君  | 那司 彰君  |
| 興石 東君  | 小宮山洋子君 |
| 佐藤 道夫君 | 佐藤 泰介君 |
| 齋藤 勁君  | 佐藤 雄平君 |
| 棟葉賀津也君 | 櫻井 充君  |
| 高嶋 良充君 | 鈴木 寛君  |
| 谷 博之君  | 高橋 千秋君 |
| 千葉 景子君 | 谷林 正昭君 |
| 角田 義一君 | 辻 泰弘君  |
| 直嶋 正行君 | 内藤 正光君 |
| 長谷川 清君 | 羽田雄一郎君 |
| 広中和歌子君 | 平田 健二君 |
| 藤井 俊男君 | 福山 哲郎君 |
| 堀 利和君  | 藤原 正司君 |
| 松井 孝治君 | 本田 良一君 |
| 峰崎 直樹君 | 円より子君  |
| 柳田 稔君  | 築瀬 進君  |
| 山根 隆治君 | 山下八洲夫君 |
|        | 山本 孝史君 |

反対者氏名

○名

- |        |        |
|--------|--------|
| 和ひろ子君  | 若林 秀樹君 |
| 薬科 満治君 | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君 | 加藤 修一君 |
| 風間 昶君  | 草川 昭三君 |
| 木庭健太郎君 | 沢 たまき君 |
| 白浜 一良君 | 高野 博師君 |
| 統 訓弘君  | 鶴岡 洋君  |
| 遠山 清彦君 | 浜田卓二郎君 |
| 浜四津敏子君 | 日笠 勝之君 |
| 弘友 和夫君 | 福本 潤一君 |
| 松 あきら君 | 森本 晃司君 |
| 山口那津男君 | 山下 栄一君 |
| 山本 香苗君 | 山本 保君  |
| 渡辺 孝男君 | 井上 哲士君 |
| 井上 美代君 | 池田 幹幸君 |
| 市田 忠義君 | 岩佐 惠美君 |
| 大沢 辰美君 | 紙 智子君  |
| 小泉 親司君 | 富樫 練三君 |
| 西山登紀子君 | 畑野 君枝君 |
| 林 紀子君  | 宮本 岳志君 |
| 八田ひろ子君 | 吉川 春子君 |
| 筆坂 秀世君 | 大脇 雅子君 |
| 吉岡 吉典君 | 大淵 絹子君 |
| 大淵 絹子君 | 大田 昌秀君 |
| 福島 瑞穂君 | 田嶋 陽子君 |
| 山本 正和君 | 又市 征治君 |
| 田村 秀昭君 | 大江 康弘君 |
| 平野 貞夫君 | 西岡 武夫君 |
| 広野ただし君 | 森 ゆうこ君 |
| 渡辺 秀央君 | 岩本 荘太君 |
| 椎名 素夫君 | 田名部匡省君 |
| 高橋紀世子君 | 西川きよし君 |
| 松岡満壽男君 | 柏村 武昭君 |
| 中村 敦夫君 | 本岡 昭次君 |

日程第四 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の時務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

Table with 2 columns of names. Column 1: 阿南 一成君, 愛知 治郎君, 荒井 正吾君, 有村 治子君, 市川 一朗君, 岩井 國臣君, 岩永 浩美君, 上野 公成君, 小野 清子君, 大仁田 厚君, 太田 豊秋君, 加治屋義人君, 加納 時男君, 景山俊太郎君, 亀井 郁夫君, 木村 仁君, 北岡 秀一君, 久野 恒一君, 国井 正幸君, 小泉 顕雄君, 小林 温君, 鴻池 祥肇君, 佐藤 昭郎君, 斎藤 滋宣君, 坂野 重信君, 山東 昭子君, 清水 達雄君, 鈴木 政二君, 関谷 勝嗣君, 田中 直紀君, 伊達 忠一君. Column 2: 阿部 正俊君, 青木 幹雄君, 有馬 朗人君, 泉 信也君, 入澤 肇君, 岩城 光英君, 上杉 光弘君, 魚住 汎英君, 尾辻 秀久君, 大野つや子君, 扇 千景君, 加藤 紀文君, 狩野 安君, 金田 勝年君, 河本 英典君, 岸 宏一君, 久世 公堯君, 杵掛 哲男君, 倉田 寛之君, 小斉平敏文君, 後藤 博子君, 近藤 剛君, 佐藤 泰三君, 斎藤 十朗君, 桜井 新君, 清水嘉与子君, 陣内 孝雄君, 陳内 孝雄君, 世耕 弘成君, 田浦 直君, 田村 公平君, 竹山 裕君.

Table with 2 columns of names. Column 1: 武見 敬三君, 段本 幸男君, 常田 享詳君, 中川 義雄君, 中島 眞人君, 中原 爽君, 西田 吉宏君, 野上浩太郎君, 野間 赴君, 橋本 聖子君, 林 芳正君, 藤井 基之君, 真鍋 賢二君, 松谷蒼一郎君, 松村 龍二君, 三浦 一水君, 宮崎 秀樹君, 森田 次夫君, 森山 裕君, 山内 俊夫君, 山崎 正昭君, 山下 善彦君, 吉田 博美君, 若林 正俊君, 浅尾慶一郎君, 伊藤 基隆君, 今井 澄君, 岩本 司君, 江田 五月君, 小川 勝也君, 大塚 耕平君, 岡崎トミ子君, 神本美恵子君, 木俣 佳丈君, 郡司 彰君, 小宮山洋子君, 佐藤 泰介君, 佐藤 雄平君. Column 2: 谷川 秀善君, 月原 茂皓君, 鶴保 庸介君, 中島 啓雄君, 中曾根弘文君, 仲道 俊哉君, 西銘順志郎君, 野沢 太三君, 南野知恵子君, 服部三男雄君, 日出 英輔君, 保坂 三蔵君, 舛添 要一君, 松田 岩夫君, 松山 政司君, 溝手 顕正君, 森下 博之君, 森元 恒雄君, 矢野 哲朗君, 山崎 力君, 山下 英利君, 山本 一太君, 吉村剛太郎君, 脇 雅史君, 朝日 俊弘君, 池口 修次君, 今泉 昭君, 海野 徹君, 江本 孟紀君, 小川 敏夫君, 大橋 巨泉君, 勝木 健司君, 川橋 幸子君, 北澤 俊美君, 小林 元君, 奥石 東君, 佐藤 道夫君, 齋藤 勁君.

Table with 2 columns of names. Column 1: 櫻井 充君, 鈴木 寛君, 高橋 千秋君, 谷林 正昭君, 辻 泰弘君, 内藤 正光君, 羽田雄一郎君, 平田 健二君, 福山 哲郎君, 藤原 正司君, 本田 良一君, 円 より子君, 築瀬 進君, 山下八洲夫君, 山本 孝史君, 若林 秀樹君, 荒木 清寛君, 加藤 修一君, 草川 昭三君, 沢 たまき君, 高野 博師君, 鶴岡 洋君, 浜田卓二郎君, 日笠 勝之君, 福本 潤一君, 森本 晃司君, 山下 栄一君, 山本 保君, 井上 哲士君, 池田 幹幸君, 岩佐 恵美君, 紙 智子君, 小泉 親司君, 富樫 練三君, 畑野 君枝君, 林 紀子君, 宮本 岳志君, 吉川 春子君. Column 2: 榎葉賀津也君, 高嶋 良充君, 谷 博之君, 千葉 景子君, 角田 義一君, 直嶋 正行君, 長谷川 清君, 広中和歌子君, 藤井 俊男君, 堀 利和君, 松井 孝治君, 峰崎 直樹君, 柳田 稔君, 山根 隆治君, 和田ひろ子君, 薬科 満治君, 魚住裕一郎君, 風間 昶君, 木庭健太郎君, 白浜 一良君, 続 訓弘君, 遠山 清彦君, 浜四津敏子君, 弘友 和夫君, 松 あきら君, 山口那津男君, 山本 香苗君, 渡辺 孝男君, 井上 美代君, 市田 忠義君, 大沢 辰美君, 小池 晃君, 大門美紀史君, 西山登紀子君, 八田ひろ子君, 筆坂 秀世君, 吉岡 吉典君, 大淵 絹子君. Column 3: 大脇 雅子君, 田嶋 陽子君, 又市 征治君, 大江 康弘君, 西岡 武夫君, 平野 達男君, 森 ゆうこ君, 岩本 荘太君, 田名部匡省君, 西川きよし君, 柏村 武昭君, 本岡 昭次君. Column 4: 大田 昌秀君, 福島 瑞穂君, 山本 正和君, 田村 秀昭君, 平野 貞夫君, 広野ただし君, 渡辺 秀央君, 椎名 素夫君, 高橋紀世子君, 松岡満壽男君, 中村 敦夫君. Column 5: 阿南 一成君, 愛知 治郎君, 荒井 正吾君, 有村 治子君, 市川 一朗君, 岩井 國臣君, 岩永 浩美君, 上野 公成君, 小野 清子君, 大仁田 厚君, 太田 豊秋君, 加治屋義人君, 加納 時男君, 景山俊太郎君, 亀井 郁夫君, 木村 仁君, 北岡 秀一君, 久野 恒一君, 国井 正幸君, 小泉 顕雄君, 小林 温君, 鴻池 祥肇君, 佐藤 昭郎君, 斎藤 滋宣君, 坂野 重信君, 山東 昭子君, 清水 達雄君, 鈴木 政二君, 関谷 勝嗣君, 田中 直紀君, 伊達 忠一君. Column 5 Title: 賛成者氏名. Column 6: 阿部 正俊君, 青木 幹雄君, 有馬 朗人君, 泉 信也君, 入澤 肇君, 岩城 光英君, 上杉 光弘君, 魚住 汎英君, 尾辻 秀久君, 大野つや子君, 扇 千景君, 加藤 紀文君, 狩野 安君. Column 6 Title: 一九一名.

平成十三年十一月三十日 参議院會議録第十五号 投票者氏名



平成十三年十一月三十日 参議院會議録第十五号 投票者氏名

|        |         |        |         |                                       |        |        |
|--------|---------|--------|---------|---------------------------------------|--------|--------|
| 日出 英輔君 | 藤井 基之君  | 松井 孝治君 | 丸 より子君  | 反對者氏名                                 | 田村 公平君 | 伊達 忠一君 |
| 保坂 三蔵君 | 真鍋 賢二君  | 峰崎 直樹君 | 篠瀬 進君   | 福島 瑞穂君                                | 竹山 裕君  | 武見 敬三君 |
| 舛添 要一君 | 松谷 蒼一郎君 | 柳田 稔君  | 山下八洲夫君  |                                       | 谷川 秀善君 | 段本 幸男君 |
| 松田 岩夫君 | 松村 龍二君  | 山根 隆治君 | 和田ひろ子君  |                                       | 月原 茂皓君 | 常田 享詳君 |
| 松山 政司君 | 三浦 一水君  | 若林 秀樹君 | 和田ひろ子君  |                                       | 鶴保 庸介君 | 中川 義雄君 |
| 溝手 顯正君 | 宮崎 秀樹君  | 荒木 清寛君 | 薬科 満治君  |                                       | 中島 啓雄君 | 中島 眞人君 |
| 森下 博之君 | 森田 次夫君  | 加藤 修一君 | 魚住裕一郎君  | 日程第八 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) | 中曾根弘文君 | 中原 爽君  |
| 森元 恒雄君 | 森山 裕君   | 草川 昭三君 | 風間 昶君   | 日程第九 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  | 仲道 俊哉君 | 西田 吉宏君 |
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君  | 沢 たまき君 | 木庭健太郎君  | 賛成者氏名                                 | 野上浩太郎君 | 野上浩太郎君 |
| 山崎 力君  | 山崎 正昭君  | 高野 博師君 | 白浜 一良君  | 阿南 一成君                                | 阿部 正俊君 | 野間 越君  |
| 山下 英利君 | 山下 善彦君  | 鶴岡 洋君  | 統 訓弘君   | 愛知 治郎君                                | 青木 幹雄君 | 野間 越君  |
| 山本 一太君 | 吉田 博美君  | 浜田卓二郎君 | 遠山 清彦君  | 荒井 正吾君                                | 有馬 朗人君 | 南野知恵子君 |
| 吉村剛太郎君 | 若林 正俊君  | 日笠 勝之君 | 浜四津敏子君  | 市川 治子君                                | 泉 信也君  | 服部三男雄君 |
| 脇 雅史君  | 浅尾慶一郎君  | 福本 潤一君 | 弘友 和夫君  | 市川 一朗君                                | 入澤 肇君  | 日出 英輔君 |
| 朝日 俊弘君 | 伊藤 基隆君  | 森本 晃司君 | 松 あきら君  | 岩井 國臣君                                | 岩城 光英君 | 保坂 三蔵君 |
| 池口 修次君 | 今井 澄君   | 山下 栄一君 | 山口那津男君  | 岩永 浩美君                                | 上杉 光弘君 | 舛添 要一君 |
| 今泉 昭君  | 岩本 司君   | 山本 保君  | 山本 香苗君  | 上野 公成君                                | 魚住 汎英君 | 松田 岩夫君 |
| 海野 徹君  | 江田 五月君  | 井上 美代君 | 渡辺 孝男君  | 小野 清子君                                | 尾辻 秀久君 | 松山 政司君 |
| 江本 孟紀君 | 小川 勝也君  | 市田 忠義君 | 池田 幹幸君  | 大仁田 厚君                                | 大野つや子君 | 溝手 顯正君 |
| 小川 敏夫君 | 大塚 耕平君  | 大沢 辰美君 | 紙 智子君   | 加納 時男君                                | 加藤 紀文君 | 森下 博之君 |
| 大橋 巨泉君 | 岡崎トミ子君  | 小池 晃君  | 小泉 親司君  | 加山俊太郎君                                | 片山虎之助君 | 森下 博之君 |
| 勝木 健司君 | 神本美恵子君  | 大門美紀史君 | 富樫 練三君  | 金田 勝年君                                | 亀井 郁夫君 | 森元 恒雄君 |
| 川橋 幸子君 | 木俣 佳丈君  | 西山登紀子君 | 畑野 君枝君  | 河本 英典君                                | 木村 仁君  | 森田 次夫君 |
| 北澤 俊美君 | 郡司 彰君   | 八田ひろ子君 | 林 紀子君   | 岸 宏一君                                 | 北岡 秀二君 | 矢野 哲朗君 |
| 小林 元君  | 小宮山洋子君  | 筆坂 秀世君 | 宮本 岳志君  | 久世 公堯君                                | 久野 恒一君 | 山崎 力君  |
| 奥石 東君  | 佐藤 泰介君  | 吉岡 吉典君 | 吉川 春子君  | 倉掛 哲男君                                | 久野 恒一君 | 山崎 力君  |
| 佐藤 道夫君 | 佐藤 雄平君  | 大淵 絹子君 | 大脇 雅子君  | 倉田 寛之君                                | 小泉 顯雄君 | 山崎 力君  |
| 齋藤 勁君  | 櫻井 充君   | 大田 昌秀君 | 田嶋 陽子君  | 小齊平敏文君                                | 小林 温君  | 山崎 力君  |
| 榛葉賀津也君 | 鈴木 寛君   | 又市 征治君 | 山本 正和君  | 後藤 博子君                                | 小泉 顯雄君 | 山崎 力君  |
| 高嶋 良充君 | 高橋 千秋君  | 大江 康弘君 | 田村 秀昭君  | 近藤 剛君                                 | 佐藤 昭郎君 | 山崎 力君  |
| 谷 博之君  | 谷林 正昭君  | 西岡 武夫君 | 平野 貞夫君  | 斎藤 泰三君                                | 坂野 重信君 | 山崎 力君  |
| 千葉 景子君 | 辻 泰弘君   | 平野 達男君 | 森 ゆうこ君  | 斎藤 十朗君                                | 坂野 重信君 | 山崎 力君  |
| 角田 義一君 | 内藤 正光君  | 渡辺 秀央君 | 岩本 荘太郎君 | 清水嘉与子君                                | 山東 昭子君 | 山崎 力君  |
| 直嶋 正行君 | 羽田雄一郎君  | 椎名 素夫君 | 田名部匡省君  | 陣内 孝雄君                                | 清水 達雄君 | 山崎 力君  |
| 長谷川 清君 | 平田 健二君  | 高橋紀世子君 | 西川きよし君  | 世耕 弘成君                                | 鈴木 政二君 | 山崎 力君  |
| 広中和歌子君 | 福山 哲郎君  | 松岡満壽男君 | 柏村 武昭君  | 田浦 直君                                 | 関谷 勝嗣君 | 山崎 力君  |
| 藤井 俊男君 | 藤原 正司君  | 中村 敦夫君 | 本岡 昭次君  |                                       | 奥石 東君  | 山崎 力君  |
| 堀 利和君  | 本田 良一君  |        |         |                                       |        | 佐藤 泰介君 |

|        |        |       |       |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |       |        |        |        |       |        |        |        |       |        |
|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 佐藤 道夫君 | 佐藤 雄平君 | 櫻井 充君 | 鈴木 寛君 | 高橋 千秋君 | 谷林 正昭君 | 辻 泰弘君 | 内藤 正光君 | 羽田雄一郎君 | 平田 健二君 | 福山 哲郎君 | 藤原 正司君 | 本田 良一君 | 円 より子君 | 篠瀬 進君 | 山下八洲夫君 | 山本 孝史君 | 若林 秀樹君 | 荒木 清寛君 | 加藤 修一君 | 草川 昭三君 | 沢 たまき君 | 高野 博師君 | 鶴岡 洋君 | 浜田卓二郎君 | 日笠 勝之君 | 福本 潤一君 | 森本 晃司君 | 山下 栄一君 | 山本 保君 | 井上 哲士君 | 池田 幹幸君 | 岩佐 恵美君 | 紙 智子君 | 小泉 親司君 | 富樫 練三君 | 畑野 君枝君 | 林 紀子君 | 宮本 岳志君 |
|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|

反对者氏名

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |       |       |        |        |        |        |        |       |        |       |        |        |       |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 吉岡 吉典君 | 大淵 絹子君 | 大田 昌秀君 | 福島 瑞穂君 | 山本 正和君 | 田村 秀昭君 | 平野 貞夫君 | 広野ただし君 | 渡辺 秀央君 | 椎名 素夫君 | 高橋紀世子君 | 松岡満壽男君 | 中村 敦夫君 | 吉川 春子君 | 大脇 雅子君 | 田嶋 陽子君 | 又市 征治君 | 大江 康弘君 | 西岡 武夫君 | 平野 達男君 | 森 ゆうこ君 | 岩本 莊太君 | 田名部匡省君 | 西川きよし君 | 柏村 武昭君 | 本岡 昭次君 | 阿南 一成君 | 愛知 治郎君 | 荒井 正吾君 | 有村 治子君 | 市川 一朗君 | 岩井 國臣君 | 岩永 浩美君 | 上野 公成君 | 小野 清子君 | 大仁田 厚君 | 太田 豊秋君 | 加治屋義人君 | 加納 時男君 | 景山俊太郎君 | 金田 勝年君 | 河本 英典君 | 岸 宏一君 | 久世 公堯君 | 沓掛 哲男君 | 阿部 正俊君 | 青木 幹雄君 | 有馬 朗人君 | 泉 信也君 | 入澤 肇君 | 岩城 光英君 | 上杉 光弘君 | 魚住 汎英君 | 尾辻 秀久君 | 大野つや子君 | 扇 千景君 | 加藤 紀文君 | 狩野 安君 | 片山虎之助君 | 亀井 郁夫君 | 木村 仁君 | 北岡 秀二君 | 久野 恒一君 | 国井 正幸君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|

〇名

|        |        |        |       |        |        |       |        |        |        |       |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |       |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |       |        |       |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 倉田 寛之君 | 小齊平敏文君 | 後藤 博子君 | 近藤 剛君 | 佐藤 泰三君 | 齋藤 十朗君 | 桜井 新君 | 清水嘉与子君 | 陣内 孝雄君 | 世耕 弘成君 | 田浦 直君 | 田村 公平君 | 竹山 裕君 | 谷川 秀善君 | 月原 茂皓君 | 鶴保 庸介君 | 中島 啓雄君 | 中曾根弘文君 | 仲道 俊哉君 | 西銘順志郎君 | 野沢 大三君 | 南野知恵子君 | 服部三男雄君 | 日出 英輔君 | 保坂 三蔵君 | 舛添 要一君 | 松田 岩夫君 | 松山 政司君 | 溝手 顕正君 | 森下 博之君 | 森元 恒雄君 | 矢野 哲朗君 | 山崎 力君 | 山下 英利君 | 山本 一太君 | 吉村剛太郎君 | 脇 雅史君 | 朝日 俊弘君 | 小泉 頭雄君 | 小林 温君 | 小池 祥肇君 | 佐藤 昭郎君 | 齊藤 滋宣君 | 坂野 重信君 | 山東 昭子君 | 清水 達雄君 | 鈴木 政二君 | 関谷 勝嗣君 | 田中 直紀君 | 伊達 忠一君 | 武見 敬三君 | 段本 幸男君 | 常田 享詳君 | 中川 義雄君 | 中島 眞人君 | 中原 爽君 | 西田 吉宏君 | 野上浩太郎君 | 野間 越君 | 橋本 聖子君 | 林 芳正君 | 藤井 基之君 | 真鍋 賢二君 | 松谷蒼一郎君 | 松村 龍二君 | 三浦 一水君 | 宮崎 秀樹君 | 森田 次夫君 | 森山 裕君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山下 善彦君 | 吉田 博美君 | 若林 正俊君 | 浅尾慶一郎君 | 伊藤 基隆君 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

|        |       |       |        |        |        |        |        |        |       |       |        |       |        |        |       |        |        |        |        |        |        |       |        |        |       |        |        |        |        |       |        |        |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |       |       |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 池口 修次君 | 今泉 昭君 | 海野 徹君 | 江本 孟紀君 | 小川 敏夫君 | 大橋 巨泉君 | 勝木 健司君 | 川橋 幸子君 | 北澤 俊美君 | 小林 元君 | 奥石 東君 | 佐藤 道夫君 | 齋藤 勤君 | 榊葉賀津也君 | 高嶋 良充君 | 谷 博之君 | 千葉 景子君 | 角田 義一君 | 直嶋 正行君 | 長谷川 清君 | 広中和歌子君 | 藤井 俊男君 | 堀 利和君 | 松井 孝治君 | 峰崎 直樹君 | 柳田 稔君 | 山根 隆治君 | 和田ひろ子君 | 薬科 満治君 | 魚住裕一郎君 | 風間 昶君 | 木庭健太郎君 | 白浜 一良君 | 統 訓弘君 | 遠山 清彦君 | 浜四津敏子君 | 弘友 和夫君 | 松 あきら君 | 今井 澄君 | 岩本 司君 | 江田 五月君 | 小川 勝也君 | 大塚 耕平君 | 岡崎トミ子君 | 神本美恵子君 | 木俣 佳文君 | 郡司 彰君 | 小宮山洋子君 | 佐藤 泰介君 | 佐藤 雄平君 | 櫻井 充君 | 鈴木 寛君 | 高橋 千秋君 | 谷林 正昭君 | 辻 泰弘君 | 内藤 正光君 | 羽田雄一郎君 | 平田 健二君 | 福山 哲郎君 | 藤原 正司君 | 本田 良一君 | 円 より子君 | 篠瀬 進君 | 山下八洲夫君 | 山本 孝史君 | 若林 秀樹君 | 荒木 清寛君 | 加藤 修一君 | 草川 昭三君 | 沢 たまき君 | 高野 博師君 | 鶴岡 洋君 | 浜田卓二郎君 | 日笠 勝之君 | 福本 潤一君 | 森本 晃司君 |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|

反对者氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 山口那津男君 | 山下 栄一君 |
| 山本 香苗君 | 山本 保君  |
| 渡辺 孝男君 | 井上 哲士君 |
| 井上 美代君 | 池田 幹幸君 |
| 市田 忠義君 | 岩佐 恵美君 |
| 大沢 辰美君 | 紙 智子君  |
| 小池 晃君  | 小泉 親司君 |
| 大門実紀史君 | 富樫 練三君 |
| 西山登紀子君 | 畑野 君枝君 |
| 八田ひろ子君 | 林 紀子君  |
| 筆坂 秀世君 | 宮本 岳志君 |
| 吉岡 吉典君 | 吉川 春子君 |
| 大淵 絹子君 | 大脇 雅子君 |
| 大田 昌秀君 | 田嶋 陽子君 |
| 福島 瑞穂君 | 山本 正和君 |
| 大江 康弘君 | 田村 秀昭君 |
| 西岡 武夫君 | 平野 貞夫君 |
| 平野 達男君 | 広野ただし君 |
| 森 ゆうこ君 | 渡辺 秀央君 |
| 岩本 莊太君 | 椎名 素夫君 |
| 田名部匡省君 | 高橋紀世子君 |
| 西川きよし君 | 松岡満壽男君 |
| 柏村 武昭君 | 中村 敦夫君 |
| 本岡 昭次君 |        |

○名

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十三年十一月三十日 参議院会議録第十五号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                          |
|--------------------------|
| 発行所                      |
| 〒一〇五—八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目 |
| 電話                       |
| 03<br>(3587)<br>4294     |
| 定価                       |
| 送料 本号一部<br>別             |
| 料 〇〇五円                   |
| 別                        |